

福井県特別支援学校校務支援システム整備業務に係る
提案審査要領

1. 基本的な考え方

本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価である「技術点」と見積価格の評価である「価格点」の合算による「総合評価点」の最も高い提案者を契約先候補者とする。

(1) 技術点

後述の表に基づき「1. 基本方針」「2. 体制」「3. 導入」「4. システム」「5. 運用」「6. 追加提案」の提案内容を審査し、「技術点」を与える。

技術点の満点は150点とする。但し、仕様を満たさない項目がある場合は失格とする。

(2) 価格点

見積価格について、後に示す計算式に基づき「価格点」を与える。

価格点の満点は50点とする。

(3) 総合評価点の最も高い者が2以上あるときの対応

技術点の高い者を契約先候補者とする。なお技術点も同点の場合は、「3. システム」の高いものを契約先候補者とする。「3. システム」も同点の場合は、委員の協議の上で契約先候補者を決定する。

2. 技術点

(1) 評価項目と得点配分

次のように設定する。

表1 評価項目および配点表

評価項目	配点
1. 基本方針の評価	15
2. 体制の評価	5
3. 導入の評価	15
4. システムの評価	75
5. 運用の評価	30
6. 追加提案の評価	10
合計	150

(2) 技術点

1. 基本方針の評価（5段階評価）

システムコンセプト、導入実績、各種改正対応について評価する。

2. 体制の評価（5段階評価）

業務実施体制について評価する。

3. 導入の評価（5段階評価）

導入計画、データ移行計画、研修計画について評価する。

4. システムの評価（5段階評価） ※加重 [×3倍]

各種帳票対応、操作性、画面レイアウト、セキュリティ、拡張性について評価する。

5. 運用の評価（5段階評価） ※加重 [×2倍]

サービスレベル（SLA）、障害対応、ヘルプデスクについて評価する。

6. 追加提案の評価（5段階評価） ※加重 [×2倍]

追加提案について評価する。

3. 価格点

(1) 「見積書」に係る価格点は、次の表により算出する。

ただし、初期構築費について県が想定する事業費の上限を超えている場合は、当該提案書は失格とし価格点の評価を行わない。

区分	価格点
想定価格の95%以上、100%以下	10
想定価格の90%以上、95%未満	20
想定価格の85%以上、90%未満	30
想定価格の80%以上、85%未満	40
想定価格の80%未満	50

(2) 「見積書」に係る見積価格は次の項目を全て含むものとする。

ア 令和8年度に発生する初期構築にかかる費用

イ 令和9年4月1日から令和12年3月31日までの運用にかかる費用年額

ウ 見積価格には追加提案に係る費用も含め、その他必要な経費がある場合は全て含むものとする。